

## 《第5章》 目標達成のための施策と実施主体

この章では第3章で掲げた基本理念や基本方針、また、第4章の目指すべき交通ネットワークの考え方を踏まえ、実施する施策や取組を示します。

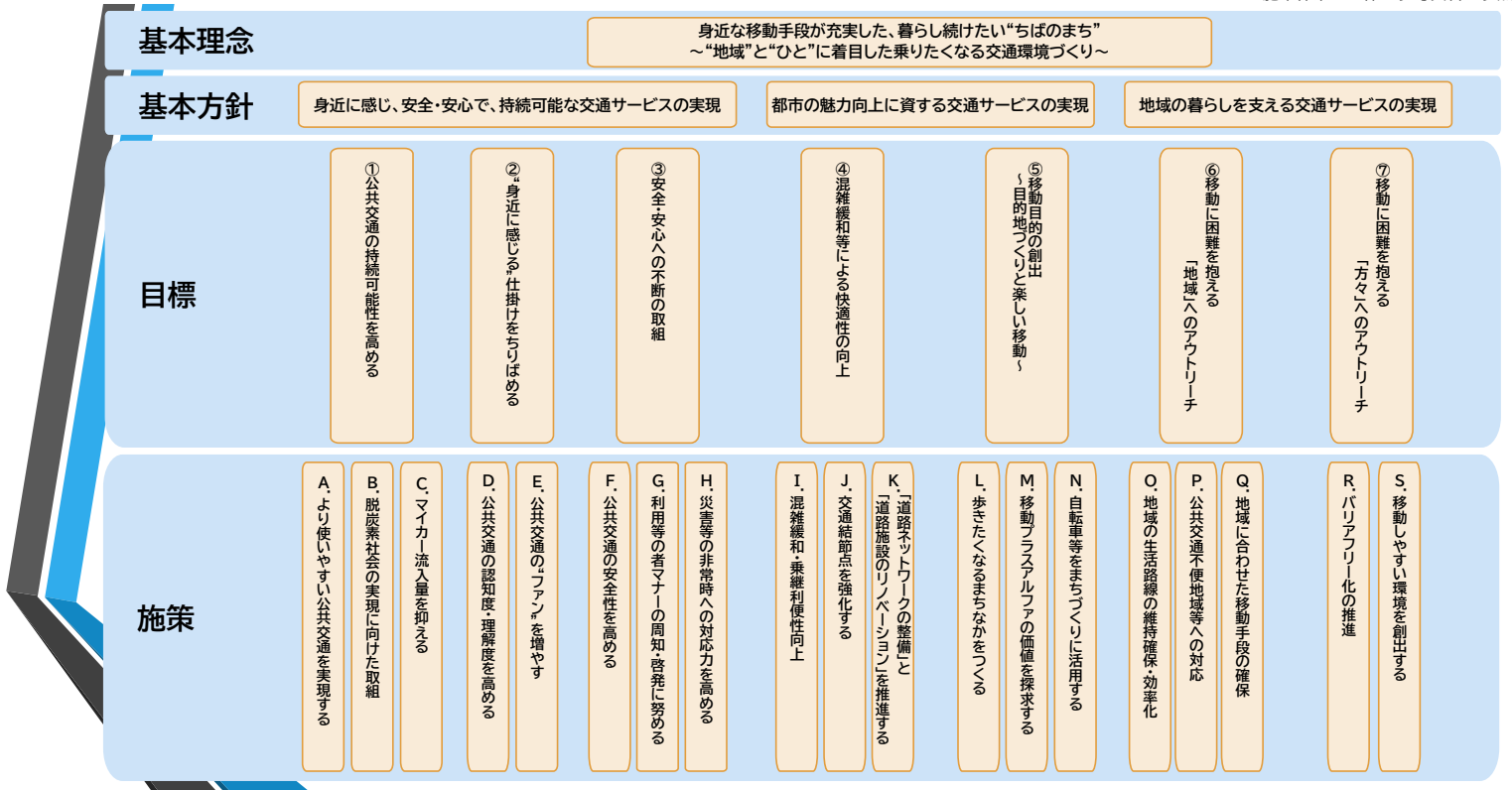
第5章 構成...

- 1 施策の体系
- 2 個別施策



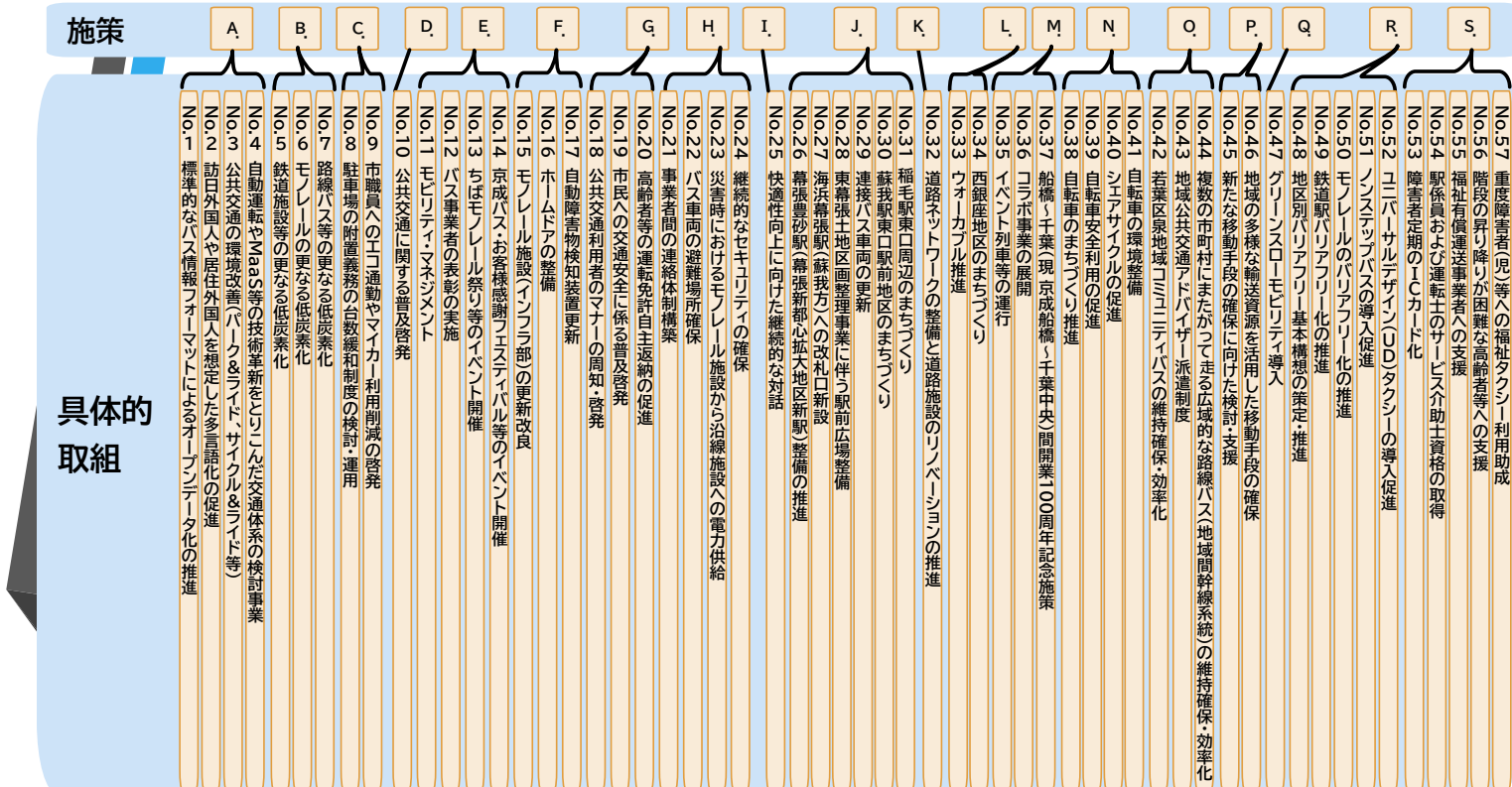
# 1 施策の体系

※施策体系の全体は参考資料を参照



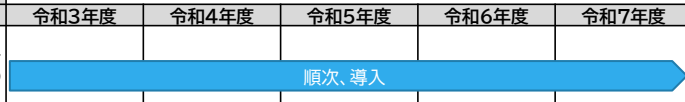


# 1 施策の体系

※施策体系の全体は参考資料を参照






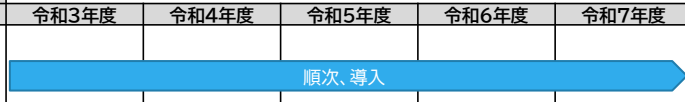
## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に係る交通モード			
施策	A. より使いやすい公共交通を実現する					
①施策の目的						
市民や観光客等の来街者にとって、より使いやすい公共交通を実現することで、公共交通ネットワーク全体の持続可能性を高める。						
②取組の内容						
<p>【No. 1 標準的なバス情報フォーマットによるオープンデータ化の推進】</p> <p>バスの運行情報を経路検索サービスなどに適切に反映させ、バス路線の認知向上による潜在需要の掘り起こしを図るため、国土交通省が定めたフォーマットでバス運行情報を作成し、オープンデータ化する。</p> <p>オープンデータ化の早期実現に向け、市は短期的な支援策の検討を進める。</p>			 <p>ワンソース・マルチユースのイメージ</p>			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割	千葉県	【No. 1 標準的なバス情報フォーマットによるオープンデータ化の推進】				
	交通事業者	・ダイヤ編成システムの導入及び改修支援、会社間を越えた分析・検討等、関係者調整				
	市民・企業	・運行情報の作成、管理、実施計画の作成、整備、オープンデータ化				
	その他	・ダイヤ編成システムの改修、オープンデータを活用した二次利用の推進、積極的な日常管理及び利用				
⑤想定スケジュール	【No. 1 標準的なバス情報フォーマットによるオープンデータ化の推進】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
						





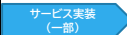

## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に係る交通モード			
施策	A. より使いやすい公共交通を実現する					
①施策の目的						
市民や観光客等の来街者にとって、より使いやすい公共交通を実現することで、公共交通ネットワーク全体の持続可能性を高める。						
②取組の内容						
<p>【No. 2 訪日外国人や居住外国人を想定した多言語化の促進】</p> <p>訪日外国人や居住外国人の増加に的確に対応し、分かりやすい案内を実現するため、取組を進める。</p>			 <p>ピクトグラム化の例      駅ナンバリング・多言語化の例      音声翻訳機の例</p>			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割	千葉県	【No. 2 訪日外国人や居住外国人を想定した多言語化の促進】				
	交通事業者	・順次導入				
	市民・企業					
	その他					
⑤想定スケジュール	【No. 2 訪日外国人や居住外国人を想定した多言語化の促進】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
						

## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に係る交通モード			
施策	A. より使いやすい公共交通を実現する					
①施策の目的						
市民や観光客等の来街者にとって、より使いやすい公共交通を実現することで、公共交通ネットワーク全体の持続可能性を高める。						
②取組の内容						
<p>【No. 3 公共交通の環境改善】 公共交通の利便性向上に資するパーク&amp;ライド、サイクル&amp;ライドや、バス停へのベンチの新設・改修等に係る費用を市・交通事業者が分担して整備し、地域が日常管理に貢献する等、関係者が一体となって環境改善を図る。</p>						
			パークアンドライド		サイクルアンドライド	
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No. 3 公共交通の環境改善】				
	千葉市	・関係者調整				
	交通事業者	・実施計画の作成、整備工事				
	市民・企業 その他	・積極的な日常管理及び利用				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No. 3 公共交通の環境改善】					

## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		事業に係る交通モード			
施策	A. より使いやすい公共交通を実現する					
①目的						
市民や観光客等の来街者にとって、より使いやすい公共交通を実現することで、公共交通ネットワーク全体の持続可能性を高める。						
②取組内容						
<p>【No.4 自動運転やMaaS等の技術革新をとりこんだ交通体系の検討事業】 自動運転バスによる新たな移動サービスの提供により、その時々交通事情等に 応じたモビリティサービスの選択を可能とし、すべての人がストレスなく 付加価値のある快適な移動を享受できる社会を実現する。 さらには、将来的には自動運転技術の活用による運転手の無人化により、 運転手不足の解消を進める。 また、電車や路線バス等の既存公共交通と新たなモビリティサービスに加え、 商業施設やホテル、病院等の他分野も含め、街での移動や宿泊、飲食、購買等が 1つのアプリケーションで可能となるMaaSの実現を目指す。</p>						
			自動運転バス実証実験の様子		MaaSイメージ	
③主な実施エリア	幕張新都心地区					
④実施主体と役割		【No.4 自動運転やMaaS等の技術革新をとりこんだ交通体系の検討事業】				
	千葉市	・コンソーシアムの運営、実証実験の調整、全体統括				
	交通事業者	・保有する情報や技術の共有、モビリティサービスの提案 など				
	市民・企業 その他	・保有する情報や技術の共有、技術や移動ニーズの提案 など				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.4 自動運転やMaaS等の技術革新をとりこんだ交通体系の検討事業】					




## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に関する交通モード			
施策	B. 脱炭素社会の実現に向けた取組					
①施策の目的						
脱炭素社会の実現に向け、自家用乗用車に比べて輸送量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量が小さいという公共交通の強みを活かし、磨き上げ、ゼロカーボンなどの脱炭素社会の実現に貢献する。						
②取組の内容						
【No.5 鉄道施設等の更なる低炭素化】 車両更新に際して、より低炭素な車両を導入する。 駅舎や各車両等の鉄道施設に設置されている照明をLEDに変更する。		   				
③主な実施エリア	各駅 及び 各車両等					
④取組の主体・役割	千葉市	【No.5 鉄道施設等の更なる低炭素化】				
	交通事業者	・順次導入				
	市民・企業					
	その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.5 鉄道施設等の更なる低炭素化】	順次導入				






## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に関する交通モード			
施策	B. 脱炭素社会の実現に向けた取組					
①施策の目的						
脱炭素社会の実現に向け、自家用乗用車に比べて輸送量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量が小さいという公共交通の強みを活かし、磨き上げ、ゼロカーボンなどの脱炭素社会の実現に貢献する。						
②取組の内容						
【No.6 モノレールの更なる低炭素化】 VVVFインバーター制御装置を搭載した新型車両に更新します。新型車両は減速時等に生み出す再生電力を他の車両で再利用が可能であり、電気使用量の削減やCO <sub>2</sub> 排出削減に寄与します。 また、再生電力をより有効活用するため、電気を蓄えたり放出することができる電力貯蔵装置を整備し、朝晩のラッシュ時におけるピークカットや停電時に最寄りの駅舎まで走行させることを可能とします。		 				
		新型(O形)車両		再生電力貯蔵装置設置イメージ		
③主な実施エリア	千葉都市モノレール沿線					
④取組の主体・役割	千葉市	【No.6 モノレールの更なる低炭素化】				
	交通事業者	・モノレール車両購入費補助、電力貯蔵装置の製造・設置				
	市民・企業	【千葉都市モノレール】・車両の製造、電力貯蔵装置の運用、維持管理				
	その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.6 モノレールの更なる低炭素化】	順次整備、運用				

## 2 個別施策



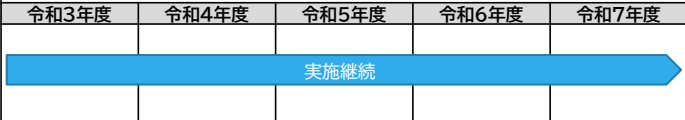
目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に係る交通モード			
施策	B. 脱炭素社会の実現に向けた取組					
①施策の目的						
脱炭素社会の実現に向け、自家用乗用車に比べて輸送量当たりのCO <sub>2</sub> 排出量が小さいという公共交通の強みを活かし、磨き上げ、ゼロカーボンなどの脱炭素社会の実現に貢献する。						
②取組の内容						
<p>【No.7 路線バス等の更なる低炭素化】 環境負荷の低い電気バス等を国土交通省の「地域交通グリーン化事業」等を活用し、積極的に導入する。 また、平時から自治体をはじめとした地域との連携を深め、災害時には避難所等への電力供給に活用を検討する。</p>						
 <p>平和交通・電気バス</p>						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.7 路線バス等の更なる低炭素化】				
	千葉市	・災害時の連携・支援				
	交通事業者	・順次導入を検討				
	市民・企業 その他	【国土交通省(関東運輸局)】事業費補助				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.7 路線バス等の更なる低炭素化】					

## 2 個別施策

目標	①公共交通の持続可能性を高める		取組に係る交通モード			
施策	C. マイカー流入量を抑える		  			
①施策の目的						
過剰なマイカー流入を抑制し、ひと中心のまちづくりを実現するため、建築物における駐車場の附置義務台数の緩和等により、公共交通への利用転換などの交通需要の調整を行う。						
②取組の内容						
<p>【No.8 駐車場の附置義務の台数緩和制度の検討・運用】 公共交通利用施策に資する取組を実施する事業者に対し、内容に応じて、附置義務台数の緩和等を行う。 (取組例) ・従業員等のマイカー通勤規制、公共交通利用者への特典制度(ポイントサービス、商品配送サービス等)、 鉄軌道駅舎や公共用通路との接続施設の設置(ペDESTリアンデッキ、地下通路等)、その他企業独自の提案など</p> <p>【No.9 市職員へのエコ通勤やマイカー利用削減の啓発】 市職員に対し、公共交通利用を促すため、エコ通勤の推進やマイカー利用を避けるよう啓発を行う。</p>						
③主な実施エリア	市街化区域全域					
④取組の主体・役割		【No.8 駐車場の附置義務の台数緩和制度の検討・運用】		【No.9 市職員へのエコ通勤やマイカー利用削減の啓発】		
	千葉市	・実情に即した制度の構築検討 ・制度の適正な運用 ・申請内容の審査		・市職員への啓発		
	交通事業者	・対象事業者への理解、協力				
	市民・企業 その他	・適正な自動車利用への理解、協力、運用、 施策の継続				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.8 駐車場の附置義務の台数緩和制度の検討・運用】					
【No.9 市職員へのエコ通勤やマイカー利用削減の啓発】						



## 2 個別施策




目標	②“身近に感じる”仕掛けをちりばめる		取組に関係する交通モード			
施策	D. 公共交通への認知度・理解度を高める					
①施策の目的						
日常生活や経済活動等の基盤である公共交通は、今後本格化する高齢者の増加等を見据えると、ますますその重要性は高まることを見込まれる一方、その重要性が広く認識されているとは言い難いことから、認知度や理解度を高めるため、継続的なPR活動を実施する。						
②取組の内容						
<p>【No.10 公共交通に関する普及啓発】 公共交通の多岐にわたるメリット(環境負荷の低減、歩行量増加に伴う健康増進、自家用車保有コストの削減など)を訴えるリーフレットを配布する。</p> 						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.10 公共交通に関する普及啓発】				
	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットの作製・公共施設への配架</li> <li>配布(転入者や市政出前講座参加者等)</li> </ul>				
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時協力</li> </ul>				
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.10 公共交通に関する普及啓発】					

## 2 個別施策




目標	②“身近に感じる”仕掛けをちりばめる		取組に関係する交通モード			
施策	E. 公共交通の“ファン”を増やす					
①施策の目的						
市民等を身近な公共交通について「知っている」段階から、「親しみ、利用する」段階に進め、マイカーから公共交通利用への自発的な行動変容を促すため、様々なターゲット層に対する働きかけを幅広く展開する。						
②取組の内容						
<p>【No.11 モビリティ・マネジメント】 学校の授業や市政出前講座、ワークショップ等を定期的で開催し、対話型のコミュニケーションを実施するとともに、実際の公共交通の利用につながるよう乗り方講座等も織り交ぜつつ、自発的な行動変容を促す。</p> <p>【No.12 バス事業者の表彰の実施】 市内の路線バスが「利用者目線より魅力的な交通サービス」へと変化するように促すため、他の事業者の模範となる取組を展開しているバス事業者等に対して表彰を実施する。</p>   <p style="text-align: center;">学校での授業の様子</p>						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.11 モビリティ・マネジメント】		【No.12 バス事業者の表彰の実施】		
	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者との調整、講義の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>制度検討、継続</li> </ul>		
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗り方講座等への協力検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選考等への協力</li> </ul>		
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.11 モビリティ・マネジメント】					
	【No.12 バス事業者の表彰の実施】	制度検討				



## 2 個別施策

目標	②“身近に感じる”仕掛けをちりばめる		取組に係る交通モード			
施策	E. 公共交通の“ファン”を増やす					
①施策の目的						
市民等を身近な公共交通について「知っている」段階から、「親しみ、利用する」段階に進め、マイカーから公共交通利用への自発的な行動変容を促すため、様々なターゲット層に対する働きかけを幅広く展開する。						
②取組の内容						
【No.13 ちばモノレール祭り等のイベント開催】 利用者や地域住民への日頃の感謝とモノレールへの理解を更に深めていただくため、「ちばモノレール祭り」などのイベントを開催する。						
【No.14 京成バス・お客様感謝フェスティバル等のイベント開催】 利用者や地域の皆さまに感謝の気持ちを伝える目的で開催しており、特徴的なバスの展示や洗車機体験等の企画を実施するほか、沿線の学校等の発表の場としても活用する。						
ちばモノレール祭り			京成バス・お客様感謝フェスティバル <small>2017年6月16日(2019)年度撮影</small>			
③主な実施エリア	各路線周辺					
④取組の主体・役割		【No. 13 ちばモノレール祭り等のイベント開催】	【No. 14 京成バス・お客様感謝フェスティバル等のイベント開催】			
	千葉市	・イベントの後援、広報支援				
	交通事業者	・イベント等の開催及び運行	・イベント等の開催			
	市民・企業	・イベント等への参加				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No. 13 ちばモノレール祭り等のイベント開催】	実施継続				
	【No. 14 京成バス・お客様感謝フェスティバル等のイベント開催】	実施継続				





## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組		取組に係る交通モード			
施策	F. 公共交通の安全性を高める					
①施策の目的						
戦略的な予防保全型の維持管理や安全施設への投資を継続し、安全を安心につなげるため、不断の取組を展開する。						
②取組の内容						
【No.15 モノレール施設(インフラ部)の更新改良】 モノレールインフラ施設点検 モノレール軌道桁塗替塗装、軌道設備、分岐設備、停留場施設等における改築更新						
軌道桁・支柱						
駅舎						
③主な実施エリア	千葉都市モノレール沿線					
④取組の主体・役割		【No.15 モノレール施設(インフラ部)の更新改良】				
	千葉市	・修繕計画の策定及び管理、点検・更新改良等業務等の発注等				
	交通事業者	・点検・更新改良等の現場管理等				
	市民・企業					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.15 モノレール施設(インフラ部)の更新改良】	点検・更新改良				
					修繕計画更新	



## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組		取組に関係する交通モード			
施策	F. 公共交通の安全性を高める					
①施策の目的						
戦略的な予防保全型の維持管理や安全施設への投資を継続し、安全を安心につなげるため、不断の取組を展開する。						
②取組の内容						
【No.16 ホームドアの整備】 列車との接触や線路への転落を防止する対策として、JR総武線(緩行線・快速線)及びJR京葉線への整備を行う。						
【No.17 自動障害物検知装置更新】 従来の光軸式障害物検知装置から、より安全性の高い平面式(状況に応じ立体式)踏切障害物検知装置へと、更新時に高規格化を実施する。						
			ホームドアの整備例 平面式踏切障害物検知装置の整備例			
③主な実施エリア	市内各路線					
④取組の主体・役割		【No.16 ホームドアの整備】	【No.17 自動障害物検知装置更新】			
	千葉市					
	交通事業者	【JR東日本】・整備、維持管理	【京成電鉄】・更新にあわせた改良			
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.16 ホームドアの整備】	順次整備				
	【No.17 自動障害物検知装置更新】	順次更新				

## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組		取組に関係する交通モード			
施策	G. 利用者等のマナーの周知・啓発に努める		  			
①施策の目的						
公共交通利用者の意識の欠如や他の運転者・歩行者等の行動によって、事故やトラブル等に発展する場合もあることから、より安全・安心な公共交通を実現するため、利用者等のマナーの周知・啓発に努める。						
②取組の内容						
【No.18 公共交通利用者のマナーの周知・啓発】 公共交通は利用者同士が「移動中や移動前後の空間をシェアする」という特徴があることを踏まえ、利用者間のトラブルや車内転倒事故等を減らし、より快適に利用できるような周知活動を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染防止対策等に関する周知・啓発を行う。						
			声かけ・サポート運動 バス車内転倒事故防止啓発 咳エチケットの啓発			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.18 公共交通利用者のマナーの周知・啓発】				
	千葉市	・普及啓発の実施、協力				
	交通事業者	・普及啓発の実施				
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.18 公共交通利用者のマナーの周知・啓発】	継続実施				



## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組				取組に係る交通モード	
施策	G. 利用者等のマナーの周知・啓発に努める					
①施策の目的						
公共交通利用者の意識の欠如や他の運転者・歩行者等の行動によって、事故やトラブル等に発展する場合もあることから、より安全・安心な公共交通を実現するため、利用者等のマナーの周知・啓発に努める。						
②取組の内容						
<p>【No.19 市民への交通安全に係る普及啓発】 市民の交通安全に係る意識啓発を目的に、交通安全教室の実施やチラシの配布、ホームページ等を通じた周知活動を行う。</p> <p>【No.20 高齢者等の運転免許自主返納の促進】 高齢者が原因となる交通事故の防止を目的に、運転免許証の自主返納を促進するために自主返納者への支援を行う。</p>						
 <small>自転車安全利用啓発チラシ</small>						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.19 市民への交通安全に係る普及啓発】		【No.20 高齢者等の運転免許自主返納の促進】		
	千葉市	・交通安全教室の実施、周知啓発		・運転免許自主返納の周知啓発、返納者の支援		
	交通事業者	・交通ルール等の遵守		・交通ルール等の遵守、返納者への支援		
	市民・企業 その他	・交通ルール等の遵守		・交通ルール等の遵守		
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.19 市民への交通安全に係る普及啓発】	継続実施				
	【No.20 高齢者等の運転免許自主返納の促進】	継続実施				

## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組				取組に係る交通モード	
施策	H. 災害等の非常時への対応力を高める					
①施策の目的						
激甚化する風水害等を踏まえ、災害時に的確に対応するため、平時からの備えを充実させる。						
②取組の内容						
<p>【No.21 事業者間の連絡体制構築】 鉄道・モノレール・バス等が災害時に機動的に連携できるよう、平時から市内や広域的な視点も持ちつつ、連休等の情報についての連絡体制を構築する。</p> <p>【No.22 バス車両の避難場所確保】 多くのバス事業者が美浜区内等の低地に車庫を保有していることから、高潮や大雨による浸水等の風水害が発生した場合に備え、避難場所を確保する。</p>						
 <small>連絡体制の構築</small> <small>車庫が水没した様子(ちばグリーンバス提供)</small>						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.21 事業者間の連絡体制構築】		【No.22 バス車両の避難場所確保】		
	千葉市	・連絡体制構築に向けた調整、運用支援		・避難場所確保に向けた検討・調整		
	交通事業者	・連絡体制への参画、運用		・避難計画策定、運用		
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.21 事業者間の連絡体制構築】	検討・運用				
	【No.22 バス車両の避難場所確保】	検討	運用・適宜見直し			




## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組		取組に係る交通モード			
施策	H. 災害等の非常時への対応力を高める					
①施策の目的						
激甚化する風水害等を踏まえ、災害時に的確に対応するため、平時からの備えを充実させる。						
②取組の内容						
【No.23 災害時におけるモノレール施設から沿線施設への電力供給】 軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、災害の停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ電力を供給する。			 <p style="text-align: center;">電力融通のイメージ</p>			
③主な実施エリア	千葉公園					
④取組の主体・役割		【No.23 災害時におけるモノレール施設から沿線施設への電力供給】				
	千葉市	・手法検討、整備工事、連絡調整、補助金申請				
	交通事業者	・手法検討、整備工事、維持管理				
	市民・企業 その他	・非常時における電力の有効活用				
⑤想定スケジュール	【No.23 災害時におけるモノレール施設から沿線施設への電力供給】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		検討・設計・工事			運用・見直し	




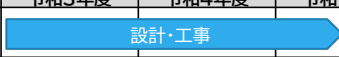

## 2 個別施策

目標	③安全・安心への不断の取組		取組に係る交通モード			
施策	H. 災害等の非常時への対応力を高める					
①施策の目的						
激甚化する災害や車内傷害事件等を踏まえ、災害時や非常時に的確に対応するため、平時からの備えを充実させる。						
②取組の内容						
【No.24 継続的なセキュリティの確保】 鉄道、モノレール、バスについては、駅構内や車内での非常事態を想定した訓練の実施、防犯関係設備の充実、警備の強化、被害回避・軽減対策など、公共交通利用者の安全を守るセキュリティ確保に向けた取組を実施する。			 <p style="text-align: center;">防犯・テロ対策の訓練 (JR東日本千葉支社提供)      車両内の防犯カメラ設置 (京成電鉄提供)</p>			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.24 継続的なセキュリティの確保】				
	千葉市	・訓練への協力				
	交通事業者	・訓練の実施(警察等との連携)、防犯関係設備の充実、警備の強化、被害回避・軽減対策等				
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール	【No.24 継続的なセキュリティの確保】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		逐次実施・整備				

## 2 個別施策

目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	I. 混雑緩和・乗継利便性向上					
①施策の目的						
公共交通の快適性向上等のため、混雑緩和や乗継利便性の向上などに取り組む。						
②取組の内容						
<p>【No.25 快適性向上に向けた継続的な対話】</p> <p>市民や利用者等から混雑緩和を目的とした増便や乗継改善の要望は継続的にあるものの、行政単独はもとより、鉄道、モノレール、バスなど、各モードの交通事業者が単独で課題解決を図ることが困難であることから、意見等を集約し、連携して対応を協議する。</p>			 <p>ラッシュ時のホーム(イメージ) ラッシュ時の駅前広場(イメージ)</p>			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.25 快適性向上に向けた継続的な対話】				
	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見等の集約</li> <li>要望の実施及び協議</li> </ul>				
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供、協議、対応の検討</li> </ul>				
	市民・企業 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフピーク通勤、混雑の分散への協力 など</li> </ul>				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.25 快適性向上に向けた継続的な対話】					

## 2 個別施策

目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	J. 交通結節点を強化する					
①施策の目的						
容量不足や魅力低下など、課題を抱える交通結節点(駅及び駅前広場等)について、結節機能の強化や周辺との機能分担によって課題を解決し、都市の魅力向上に貢献する。						
②取組の内容						
<p>【No.26 幕張豊砂駅(幕張新都心拡大地区新駅)整備の推進】</p> <p>幕張新都心全体における都市機能の強化や交通機能の分散化を図ることを目的として、幕張豊砂駅(京葉線新駅)をJR及び幕張新都心拡大地区新駅設置協議会(※)が設置する。また、千葉市において幕張豊砂駅(京葉線新駅)設置と同時期に駅前広場を整備する。</p> <p>(※)幕張新都心拡大地区新駅設置協議会…千葉県、イオンモール(株)、千葉市(事務局)で構成</p>			 <p>イメージバス(現時点でのイメージであり、実際とは異なる場合があります)</p>			
<p>【No.27 海浜幕張駅(蘇我方)への改札口新設】</p> <p>JR海浜幕張駅の交通結節機能の強化と利用者の流動の分散等のため、蘇我方へ改札口を新設する。また、新改札口周辺にバス停留所等を整備する。</p>			 <p>幕張豊砂駅(JR東日本千葉支社提供) 海浜幕張駅改札口の混雑イメージ</p>			
③主な実施エリア	幕張新都心拡大地区新駅設置予定地周辺 及び 海浜幕張駅周辺					
④取組の主体・役割	千葉市	【No.26 幕張豊砂駅(幕張新都心拡大地区新駅)整備の推進】		【No.27 海浜幕張駅(蘇我方)への改札口新設】		
	交通事業者	協議調整(協議会事務局)	設計・工事	協議	設計・工事	
	市民・企業	【JR】	新駅設計・工事	【JR】	新改札口設計・工事	
	その他	【企業等】	バス路線の再編検討	【バス事業者】	バス路線の再編検討	
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.26 幕張豊砂駅(幕張新都心拡大地区新駅)整備の推進】					
	【No.27 海浜幕張駅(蘇我方)への改札口新設】					




## 2 個別施策

目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	J. 交通結節点を強化する					
①施策の目的						
容量不足や魅力低下など、課題を抱える交通結節点(駅及び駅前広場等)について、結節機能の強化や周辺との機能分担によって課題を解決し、都市の魅力向上に貢献する。						
②取組の内容						
【No.28 東幕張土地区画整理事業に伴う駅前広場整備】 区画整理地区内及びその周辺地域の公共交通(鉄道・バス)の利便性向上を図るため、地区内(JR幕張駅北口)に駅前広場を整備する(駅前広場面積:約6,400㎡)。						
【No.29 連節バス車両の更新】 総武線方面から幕張新都心への移動手段として定着している連節バスについては、輸送力に優れた基幹的な公共交通であることから、路線維持のため今後も利用実態等を踏まえつつ、順次更新を進めていく。			JR幕張駅北口駅前広場		連節バス(京成バス様提供)	
③主な実施エリア						
JR幕張駅北口周辺、JR・京成幕張本郷駅～海浜幕張駅周辺						
④取組の主体・役割	千葉市	【No.28 東幕張土地区画整理事業に伴う駅前広場整備】 ・道路等詳細設計、工事	【No.29 連節バス車両の更新】			
	交通事業者	【バス事業者】 駅前広場への路線の延長、案内板の設置等	【京成バス】利用状況に応じて更新			
	市民・企業	【企業等】 周辺施設の整備等				
	その他					
⑤想定スケジュール	【No.28 東幕張土地区画整理事業に伴う駅前広場整備】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.29 連節バス車両の更新】	順次、更新				



## 2 個別施策

目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	J. 交通結節点を強化する					
①施策の目的						
容量不足や魅力低下など、課題を抱える交通結節点(駅及び駅前広場等)について、結節機能の強化や周辺との機能分担によって課題を解決し、都市の魅力向上に貢献する。						
②取組の内容						
【No.30 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり】 蘇我駅東口周辺における都市機能の低下(周辺土地の有効利用や建物の老朽化、駅前広場内の混雑と環境空間の不足など)を改善するため、市街地再開発により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。						
			現状:バス一般車の輻輳		現状:民間建築物の老朽化	
③主な実施エリア						
JR蘇我駅東口周辺						
④取組の主体・役割	千葉市	【No.30 快適性向上に向けた継続的な対話(要望の実施、実態に関する情報提供等)】 ・公共施設の整備検討 ・再開発事業の認可、指導、監督 ・補助金の交付				
	交通事業者	・駅前広場整備に伴う停留所配置や路線再編及び待機台数の調整への協力				
	市民・企業	【再開発事業施行者】・再開発事業の推進 など 【企業等】・周辺施設の整備等				
	その他					
⑤想定スケジュール	【No.30 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		駅前広場計画を含めた市街地再開発の検討				
		関係権利者によるまちづくり協議会設立及び協議				

## 2 個別施策



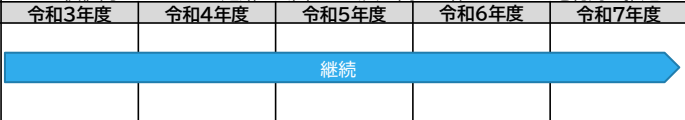
目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	J. 交通結節点を強化する		  			
①施策の目的						
容量不足や魅力低下など、課題を抱える交通結節点(駅及び駅前広場等)について、結節機能の強化や周辺との機能分担によって課題を解決し、都市の魅力向上に貢献する。						
②取組の内容						
<p>【No.31 稲毛駅東口周辺のまちづくり】 稲毛駅東口周辺における都市機能の低下(周辺土地の有効利用や建物の老朽化、駅前広場内の混雑と環境空間の不足など)を改善するため、市街地再開発により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。また、周辺の大規模遊休地との連携も含め検討する。</p>						
						
			現状:バスと一般車との輻輳		現状:バス利用者と歩行者の錯綜	
③主な実施エリア	JR稲毛駅東口周辺					
④取組の主体・役割	【No.31 稲毛駅東口周辺のまちづくり】					
	千葉市	・公共施設の整備検討 ・再開発事業の認可、指導、監督 ・補助金の交付				
	交通事業者	・駅前広場整備に伴う停留所配置や路線再編及び待機台数の調整への協力				
	市民・企業	【再開発事業施行者】・再開発事業の推進 など 【企業等】・周辺施設の整備等				
⑤想定スケジュール	【No.31 稲毛駅東口周辺のまちづくり】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		駅前広場計画、設計の実施				
		地元まちづくり協議会等との協議、市街地再開発の検討				

## 2 個別施策

目標	④混雑緩和等による快適性の向上		取組に係る交通モード			
施策	K. 「道路ネットワークの整備」と「道路施設のリノベーション」を推進する		 			
①施策の目的						
バスやタクシーは自家用車等とともに道路を利用しており、その定時性等を確保するために、着実な「道路ネットワークの整備」や、「道路施設のリノベーション(交差点改良等)」が不可欠であることから、都市計画道路等の整備やボトルネック箇所を解消する。						
②取組の内容						
【No.32 道路ネットワークの整備と道路施設のリノベーションの推進】						
○道路ネットワークの整備(ミッシングリンクを解消する都市計画道路等の整備)						
(都)塩田町菅田町線(塩田町地区、菅田町地区)、(都)磯辺茂呂町線(園生町地区)、(都)南町宮崎町線、(都)村田町線、(都)幕張本郷松波線(幕張町地区・弥生町地区)、(都)本町星久喜町線(星久喜町地区)、越智町土気町線(越智町地区)、大塚野町菅田町線、生実本納線、国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)、国道51号北千葉拡幅 など						
○道路施設のリノベーション(ボトルネックの解消を図る交差点改良等)						
・交差点改良 大草交差点、長沼交差点、宮田交差点、坂月交差点 など						
・歩道整備 中央星久喜町線(安鼻地区(千葉大学前区間・病院坂区間))、天戸町横戸町線、千葉大綱線(土気駅北口)、土気停車場千葉中線(土気駅北口)、千葉川上八街線、穴川天戸線(畑町)、(都)菅田町駅前線、東寺山町山王町線、菅田町野呂町線(野呂町地区)、市場町安鼻線 など						
・踏切改良 中広踏切、生浜踏切、第一鎌取踏切 など						
その他、バスベイ整備、待避所設置 など						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割	【No.32 道路ネットワークの整備と道路施設のリノベーションの推進】					
	千葉市	・調査、用地取得、工事 (市道)				
	交通事業者					
	市民・企業					
⑤想定スケジュール	【No.32 道路ネットワークの整備と道路施設のリノベーションの推進】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		継続				




## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出～目的地づくりと楽しい移動～		取組に係る交通モード				
施策	L. 歩きたくなるまちなかをつくる						
①施策の目的							
「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成による都市再生を図るため、これまでの「自動車中心」から「ひと中心」のまちづくりに転換し、多様な価値観やライフスタイルをとりこんだ、道路・公園などの公共空間と市街地の一体的な利活用の可能性を引き出すことで、新たな価値の創造や地域課題の解決を図る。							
②取組の内容							
【No.33 ウォークアブル推進】 都市計画マスタープラン等を目指す都市の将来像を位置づけ、その実現に向け、千葉都心、幕張新都心エリアにおいてウォークアブル社会実験などを実施。							
			千葉都心ウォークアブル推進社会実験の様子				
③主な実施エリア	千葉都心 ほか						
④取組の主体・役割		【No.33 ウォークアブル推進】					
	千葉市	・目指すべき将来ビジョンの検討・提示、民間主体の取組みに対する伴走・支援					
	交通事業者						
	市民・企業	・各エリアにおける民間主体のエリアマネジメントへの主体的な参画					
⑤想定スケジュール	【No.33 ウォークアブル推進】	【不動産オーナー】 エリア価値向上につながる道路や公園など公共空間と一体となった土地利用の推進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
							


## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出～目的地づくりと楽しい移動～		取組に係る交通モード				
施策	L. 歩きたくなるまちなかをつくる						
①施策の目的							
「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成による都市再生を図るため、これまでの「自動車中心」から「ひと中心」のまちづくりに転換し、多様な価値観やライフスタイルをとりこんだ、道路・公園などの公共空間と市街地の一体的な利活用の可能性を引き出すことで、新たな価値の創造や地域課題の解決を図る。							
②取組の内容							
【No.34 西銀座地区のまちづくり】 駅前の業務・商業コアの形成を目指す千葉駅東口の西銀座地区においては、業務・商業機能の集積や土地の高度利用を目的とした市街地再開発事業などの民間開発と連携し、官民のパブリック空間を歩行環境として一体的に活用することで、都心部の魅力や来街者の回遊性を高め、居心地が良く歩きたくなる空間の形成を図る。 本地区への玄関口となる千葉駅東口地区第一種市街地再開発では、千葉駅からの主動線となる入り口部にグランドモール(立体多目的屋内通路)を設けることで、安全で快適な歩行者ネットワークの形成と歩行者中心の魅力ある空間の創出を図る。							
			千葉駅東口地区第一種市街地再開発イメージパース				
③主な実施エリア	JR千葉駅東口西銀座地区周辺						
④取組の主体・役割		【No.34 西銀座地区のまちづくり】					
	千葉市	・進行中の再開発事業及び今後予定される再開発の事業者との調整など					
	交通事業者						
	市民・企業	【再開発事業施行者】・再開発事業の推進 など 【企業等】・周辺施設の整備等					
⑤想定スケジュール	【No.34 西銀座地区のまちづくり】		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
							


## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出 ～目的地づくりと楽しい移動～		取組に関係する交通モード			
施策	M. 移動プラスアルファの価値を探索する					
①施策の目的						
高齢化や社会情勢の変化によって全体としての移動ニーズが縮小していく可能性が高いことを踏まえ、「移動すること」そのものを、「楽しく」、「快適」に変化させることで、都市の魅力向上につなげる。						
②取組の内容						
【No.35 イベント列車等の運行】 地域限定旅行業の一環で車両基地見学ツアーや貸切列車等のイベント列車を運行する。						
【No.36 コラボ事業の展開】 アニメ等のコンテンツと積極的にコラボレーションを実施し、“聖地巡礼”やグッズ販売等による、運輸収入・運輸外収入の向上を目指す。						
③主な実施エリア			千葉都市モノレール沿線			
④取組の主体・役割		【No.35 イベント列車等の運行】	【No.36 コラボ事業の展開】			
	千葉市	・広報等支援	・広報等支援			
	交通事業者	・イベント列車等の運行	・コラボ事業の実施			
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.35 イベント列車等の運行】	継続				
	【No.36 コラボ事業の展開】	継続				




## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出 ～目的地づくりと楽しい移動～		取組に関係する交通モード																					
施策	M. 移動プラスアルファの価値を探索する																							
①施策の目的																								
高齢化や社会情勢の変化によって全体としての移動ニーズが縮小していく可能性が高いことを踏まえ、「移動すること」そのものを、「楽しく」、「快適」に変化させることで、都市の魅力向上につなげる。																								
②取組の内容																								
【No.37 船橋～千葉(現 京成船橋～千葉中央)間開業100周年記念施策】 船橋～千葉間開業100周年記念に合わせ、駅巡りスタンプラリーや記念乗車券の発売を通じて、利用促進や京成ファンの醸成を図るもの。																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;駅巡りスタンプラリーの概要&gt;</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;記念乗車券の概要&gt;</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>2021.7.17-8.31</td> <td>有効区間</td> <td colspan="2">(1)天神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛から140円区間 (2)千葉中央から160円区間 ※いずれも大人運賃</td> </tr> <tr> <td>実施駅</td> <td>京成船橋、大神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛、千葉中央</td> <td>発売価格</td> <td colspan="2">11,000円</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="2">(1)お客さまは京成線各駅で配布しているスタンプ台紙を入手 (2)お客さまは対象駅でスタンプを押印 (3)全てのスタンプが押印された台紙を撮影し、特設サイトにて応募 (4)抽選で100名様にオリジナル亚克力キーホルダーをプレゼント</td> <td>発売場所</td> <td>京成線20駅の窓口 京成上野駅、日暮里駅、千住大橋駅、押上駅、青砥駅、京成高砂駅、京成金町駅、市川真間駅、京成八幡駅、東中山駅、京成船橋駅、京成津田沼駅、八千代台駅、豊田台駅、京成佐倉駅、京成成田駅、空港第2ビル駅、京成稲毛駅、京成千葉駅、宇都宮駅</td> </tr> </table>					<駅巡りスタンプラリーの概要>		<記念乗車券の概要>			実施期間	2021.7.17-8.31	有効区間	(1)天神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛から140円区間 (2)千葉中央から160円区間 ※いずれも大人運賃		実施駅	京成船橋、大神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛、千葉中央	発売価格	11,000円		概要	(1)お客さまは京成線各駅で配布しているスタンプ台紙を入手 (2)お客さまは対象駅でスタンプを押印 (3)全てのスタンプが押印された台紙を撮影し、特設サイトにて応募 (4)抽選で100名様にオリジナル亚克力キーホルダーをプレゼント		発売場所	京成線20駅の窓口 京成上野駅、日暮里駅、千住大橋駅、押上駅、青砥駅、京成高砂駅、京成金町駅、市川真間駅、京成八幡駅、東中山駅、京成船橋駅、京成津田沼駅、八千代台駅、豊田台駅、京成佐倉駅、京成成田駅、空港第2ビル駅、京成稲毛駅、京成千葉駅、宇都宮駅
<駅巡りスタンプラリーの概要>		<記念乗車券の概要>																						
実施期間	2021.7.17-8.31	有効区間	(1)天神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛から140円区間 (2)千葉中央から160円区間 ※いずれも大人運賃																					
実施駅	京成船橋、大神宮下、谷津、京成津田沼、京成幕張、検見川、京成稲毛、千葉中央	発売価格	11,000円																					
概要	(1)お客さまは京成線各駅で配布しているスタンプ台紙を入手 (2)お客さまは対象駅でスタンプを押印 (3)全てのスタンプが押印された台紙を撮影し、特設サイトにて応募 (4)抽選で100名様にオリジナル亚克力キーホルダーをプレゼント		発売場所	京成線20駅の窓口 京成上野駅、日暮里駅、千住大橋駅、押上駅、青砥駅、京成高砂駅、京成金町駅、市川真間駅、京成八幡駅、東中山駅、京成船橋駅、京成津田沼駅、八千代台駅、豊田台駅、京成佐倉駅、京成成田駅、空港第2ビル駅、京成稲毛駅、京成千葉駅、宇都宮駅																				
③主な実施エリア			市内全域																					
④取組の主体・役割		【No.37 船橋～千葉(現 京成船橋～千葉中央)間開業100周年記念施策】																						
	千葉市																							
	交通事業者	・情報提供、協議、対応の検討																						
	市民・企業 その他																							
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																		
	【No.37 船橋～千葉(現 京成船橋～千葉中央)間開業100周年記念施策】	実施																						



## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出 ～目的地づくりと楽しい移動～		取組に関係する交通モード			
施策	N. 自転車等をまちづくりに活用する					
①施策の目的						
<p>市民にとって極めて身近な移動手段であり、鉄道・バス等の二次交通としても一般的である自転車は、その特性やメリット(環境負荷低減、健康増進等)において 公共交通と重なるところが多く、相乗効果が期待できることから、自転車をまちづくりに最大限活用しつつ、公共交通との相互利用を促進する。</p>						
②取組の内容						
<p>【No.38 自転車のまちづくりの推進】 自転車を活用したまちづくりの推進のため、広報やイベント等による意識醸成、市民活動支援(補助実施)を行う。</p>						
<p>【No.39 自転車安全利用の促進】 自転車にまつわる交通ルールの遵守・マナー向上(ヘルメットの着用等)を目指し、交通安全教室等を開催するとともに、自転車保険等への加入を促す。</p>						
<p>幼児向け自転車体験イベント</p>			<p>交通安全教室</p>			
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割	千葉市	【No.38 自転車のまちづくりの推進】	【No.39 自転車安全利用の促進】			
	交通事業者	・イベント実施、リーフレット作成・配付、市民活動支援	・交通安全教室等の実施			
	市民・企業	・自転車利用促進や安全利用に関する活動	【損害保険会社等】自転車保険等の情報提供、加入しやすい保険等の提供			
	その他		【自転車小売店】自転車購入者への自転車保険等への加入の確認			
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.38 自転車のまちづくりの推進】	継続				
	【No.39 自転車安全利用の促進】	継続				


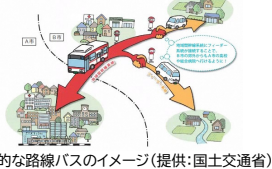
## 2 個別施策

目標	⑤移動目的の創出 ～目的地づくりと楽しい移動～		取組に関係する交通モード			
施策	N. 自転車等をまちづくりに活用する					
①施策の目的						
<p>市民にとって極めて身近な移動手段であり、鉄道・バス等の二次交通としても一般的である自転車は、その特性やメリット(環境負荷低減、健康増進等)において 公共交通と重なるところが多く、相乗効果が期待できることから、自転車をまちづくりに最大限活用しつつ、公共交通との相互利用を促進する。</p>						
②取組の内容						
<p>【No.40 シェアサイクルの促進】 公共交通の機能を補完する新たな交通サービスとして、市民や来街者の利便性・回遊性向上、地域活性化等を目的にシェアサイクル事業者と共同で継続実施する。</p>						
<p>【No.41 自転車の環境整備】 自転車レーン等の整備や自転車駐輪場の整備、放置禁止区域における撤去・指導等を順次進める。</p>						
<p>シェアサイクル</p>			<p>自転車レーン</p>			
③主な実施エリア	千葉市立地適正化計画 における「居住促進区域」(No.40)、市全域(No.41)					
④取組の主体・役割	千葉市	【No.40 シェアサイクルの促進】	【No.41 自転車の環境整備】			
	交通事業者	・事業総括、関係者調整等 ・ステーション用地(公有地)確保	・走行環境整備、マップの更新 ・自転車駐輪環境の整備、放置自転車の撤去・指導・保管			
	市民・企業	・事業運営等 ・ステーション用地(民有地)確保				
	その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.40 シェアサイクルの促進】	本格実施(継続)				
	【No.41 自転車の環境整備】	継続				

## 2 個別施策

目標	⑥移動に困難を抱える「地域」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード			
施策	O. 地域の生活路線の維持確保・効率化					
①施策の目的						
過去のバス路線の退出に伴って導入した「若葉区泉地域コミュニティバス」や、地域の通勤・通学や生活のために重要な役割を果たしている「複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バス(地域間幹線系統)」といった、地域の生活路線の維持確保・効率化を図る。						
②取組の内容						
<p>【No.42 若葉区泉地域コミュニティバスの維持確保・効率化】 異なる路線間を乗換える際の初乗運賃の乗継割引の継続 他の交通事業者と連携した乗継割引の検討</p> <p>【No.43 地域公共交通アドバイザー派遣制度】 地域の公共交通を維持・確保しようとする住民の自主的活動を支援するため、専門家等の適切な助言を受けることができるアドバイザー派遣制度を継続する。</p>						
 <p>若葉区泉地域コミュニティバス(運行協議会の様子、車体)</p>						
③主な実施エリア						
若葉区泉地域(No.42)、市全域(No.43)						
④取組の主体・役割		【No.42 若葉区泉地域コミュニティバスの維持確保・効率化】		【No.43 地域公共交通アドバイザー派遣制度】		
	千葉市	・委託発注等の管理、運行協議会事務局		・アドバイザー登録、地域とアドバイザーの調整		
	交通事業者	・運行管理、補助金申請、事業者間の連絡調整		・交通事業者としての助言等の実施		
	市民・企業 その他	・運行協議会への参加、積極的なバスの利用		・自主的な活動の実施 (学識経験者等)有識者としての助言等の実施		
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.42 若葉区泉地域コミュニティバスの維持確保・効率化】	継続				
	【No.43 地域公共交通アドバイザー派遣制度】	継続				

## 2 個別施策

目標	⑥移動に困難を抱える「地域」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード																	
施策	O. 地域の生活路線の維持確保・効率化																			
①施策の目的																				
過去のバス路線の退出に伴って導入した「若葉区泉地域コミュニティバス」や、地域の通勤・通学や生活のために重要な役割を果たしている「複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バス(地域間幹線系統)」といった、地域の生活路線の維持確保・効率化を図る。																				
②取組の内容																				
<p>【No.44 複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バス(地域間幹線系統)の維持確保・効率化】 地域の実状に応じた生産性向上の取組を検討し、バス事業者・国・県・市町村が連携して各路線の維持確保効率化を行う。地域の通勤通学や生活上重要な路線であり、特に維持が必要であることから、国及び千葉県の地域間幹線系統補助金の活用を継続し、路線を維持確保する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統名</th> <th>①北部循環線</th> <th>②塩田喜多線</th> <th>③おまご線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域</td> <td>花見川北部地域の循環</td> <td>塩田～喜多間の往復</td> <td>若葉区泉地域の循環</td> </tr> <tr> <td>位置づけ</td> <td>2市間幹線</td> <td>2市間幹線</td> <td>2市間幹線</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>通勤・通学・生活用</td> <td>通勤・通学・生活用</td> <td>通勤・通学・生活用</td> </tr> </tbody> </table>					系統名	①北部循環線	②塩田喜多線	③おまご線	区域	花見川北部地域の循環	塩田～喜多間の往復	若葉区泉地域の循環	位置づけ	2市間幹線	2市間幹線	2市間幹線	目的	通勤・通学・生活用	通勤・通学・生活用	通勤・通学・生活用
系統名	①北部循環線	②塩田喜多線	③おまご線																	
区域	花見川北部地域の循環	塩田～喜多間の往復	若葉区泉地域の循環																	
位置づけ	2市間幹線	2市間幹線	2市間幹線																	
目的	通勤・通学・生活用	通勤・通学・生活用	通勤・通学・生活用																	
 <p>広域的な路線バスのイメージ(提供:国土交通省)</p>																				
③主な実施エリア																				
①北部循環線(千葉市～八千代市)、②塩田喜多線(千葉市～市原市)、③おまご線(千葉市～八街市)																				
④取組の主体・役割		①北部循環線		②塩田喜多線	③おまご線															
	千葉市	・運行協議会事務局 ・生産性向上の取組み		・生産性向上の取組み	・運行協議会事務局 ・生産性向上の取組み															
	交通事業者	・運行管理、補助金申請 ・生産性向上の取組み		・運行管理、補助金申請 ・生産性向上の取組み	・運行管理、補助金申請 ・生産性向上の取組み															
	市民・企業 その他	・運行協議会への参加 ・積極的なバスの利用		・積極的なバスの利用	・運行協議会への参加 ・積極的なバスの利用															
	近隣市	・運行協議会への参加 ・生産性向上の取組み		・生産性向上の取組み	・運行協議会への参加 ・生産性向上の取組み															
	国、県	・各路線から提出される系統確保維持計画のとりまとめ、審査、支援																		
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度														
	No.44 複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バス(地域間幹線系統)の維持確保・効率化	継続																		






## 2 個別施策

目標	⑥移動に困難を抱える「地域」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード				
施策	P. 公共交通不便地域等への対応						
①施策の目的							
現時点で本市における“公共交通不便地域”に該当するエリアや、今後沿線人口の減少等に伴う路線廃止によって“公共交通不便地域”に転落するエリアが生まれる可能性があることを見据え、各地域の方々とともに、それぞれの地域の移動ニーズにきめ細かく対応した最適な移動手段の導入検討を図る。							
②取組の内容							
再掲【No.43 地域公共交通アドバイザー派遣制度】							
<p>【No.45 新たな移動手段の確保に向けた検討・支援】 公共交通不便地域等において、地域の方々とともに新たな移動手段の導入・検討を行う。</p> 							
<p>【No.46 地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保】 地域周辺等を行き交う輸送資源の有無を把握し、移動手段の1つとして導入・検討を行う。</p>							
③主な実施エリア	公共交通不便地域など						
④取組の主体・役割		【No.45 新たな移動手段の確保に向けた検討・支援】	【No.46 地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保】				
	千葉市	移動実態、移動ニーズ等の把握、関係者調整、運行等支援	移動実態、移動ニーズ等の把握、関係者調整				
	交通事業者	・運行支援等	・運行支援等				
	市民・企業	・市の取組への協力 ・移動手段の確保に向けた検討	・市への情報提供、取組への協力 ・移動手段の確保に向けた検討				
	その他		(地元企業等)移動手段の確保に向けた検討等				
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	【No.45 新たな移動手段の確保に向けた検討・支援】	継続					
	【No.46 地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保】	継続					





## 2 個別施策

目標	⑥移動に困難を抱える「地域」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード				
施策	Q. 地域に合わせた移動手段の確保						
①施策の目的							
現時点で地域周辺に公共交通が運行しているものの、スポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域において、地域の方々とともに、地域の移動ニーズにきめ細かく対応した最適な移動手段の導入検討を図る。							
②取組の内容							
再掲【No.43 地域公共交通アドバイザー派遣制度】							
再掲【No.46 地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保の検討】							
<p>【No.47 グリーンスローモビリティ導入】 既存の公共交通と連携し、ラストワンマイルを補完する地域の生活交通を確保すると同時に、コミュニティの活性化を実現するため、住民協働によるグリーンスローモビリティの導入手法について検討する。</p>  <p>グリーンスローモビリティ活用検討に向けた実証調査の様子(令和2年度実施)</p>							
③主な実施エリア	スポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域、地域の回遊性向上を要する場所など						
④取組の主体・役割		【No.47 グリーンスローモビリティ導入】					
	千葉市	・住民や関係機関との連絡調整、運行等支援、導入の手引き作成					
	交通事業者	・運行支援、グリーンスローモビリティとの連携サービスを実施					
	市民・企業	・運行体制の検討、構築、協賛等による運行支援					
	その他	・安全運行に向けての助言、支援					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	【No.47 グリーンスローモビリティ導入】	協議・検討	社会実験・手引き(案)作成 ~ 本格運行				

## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に関係する交通モード												
施策	R. バリアフリー化の推進														
①施策の目的															
高齢者や障害者をはじめとした移動に困難を抱える方々が自立した日常生活を送ることができるよう、ハード・ソフトのあらゆる障壁を着実に減少させる。															
②取組の内容															
<p>【No.48 地区別バリアフリー基本構想の策定・推進】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にし、広くバリアフリーについての考え方を示した「千葉市バリアフリーマスタープラン」を2021年(令和3年)3月に策定し、市内鉄軌道駅を中心に22の促進地区を設定した。 促進地区のうち、バリアフリー化の優先度が高い地区を、重点整備地区(バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区)として設定するため、「地区別バリアフリー基本構想」の策定を進める。</p>															
 															
<p style="text-align: right;">まち歩き点検の様子      まち歩き点検後のワークショップの様子</p>															
③主な実施エリア															
市内鉄軌道駅を中心として設定した促進地区(22地区)															
④取組の主体・役割															
【No.48 地区別バリアフリー基本構想の策定・推進】															
千葉市															
<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別バリアフリー基本構想の策定(市民・事業者等の調整含む)</li> <li>【道路・公園等(生活関連施設、生活関連経路)】・特定事業の検討、特定事業計画の策定、事業実施</li> </ul>															
交通事業者															
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業の検討、特定事業計画の策定、事業実施</li> </ul>															
市民・企業															
<ul style="list-style-type: none"> <li>【企業(生活関連施設)】・特定事業の検討、特定事業計画の策定</li> <li>【市民】・まち歩き点検ワークショップ等のバリアフリー促進に向けた取組への参画</li> </ul>															
その他															
⑤想定スケジュール															
【No.48 地区別バリアフリー基本構想の策定・推進】															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="background-color: #0070C0; color: white;">順次策定</td> </tr> </tbody> </table>						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	順次策定				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度											
順次策定															


## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に関係する交通モード												
施策	R. バリアフリー化の推進														
①施策の目的															
高齢者や障害者をはじめとした移動に困難を抱える方々が自立した日常生活を送ることができるよう、ハード・ソフトのあらゆる障壁を着実に減少させる。															
②取組の内容															
<p>【No.49 鉄道駅バリアフリー化の推進】 鉄道駅における段差解消設備・多機能トイレ等の整備を鉄道事業者、国及び地方自治体が三位一体となって、着実に進める。</p> <p>【No.50 モノレールのバリアフリー化の推進】 千葉都市モノレールが実施するバリアフリー化等の改修を順次、着実に進める。</p>															
  															
<p style="text-align: center;">スロープの整備例      多機能トイレの整備例      内方線付き点状ブロックの整備例</p>															
③主な実施エリア															
鉄道及び千葉都市モノレール沿線															
④取組の主体・役割															
【No.49】鉄道駅バリアフリー化の推進															
千葉市															
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費補助</li> </ul>															
交通事業者															
<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化施設等整備</li> </ul>															
市民・企業															
その他															
【国土交通省(関東運輸局)】事業費補助															
【国土交通省(関東運輸局)】事業費補助															
⑤想定スケジュール															
【No.49】鉄道駅バリアフリー化の推進															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="background-color: #0070C0; color: white;">順次導入</td> </tr> </tbody> </table>						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	順次導入				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度											
順次導入															
【No.50】モノレールのバリアフリー化の推進															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="background-color: #0070C0; color: white;">順次導入</td> </tr> </tbody> </table>						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	順次導入				
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度											
順次導入															

## 2 個別施策


目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード			
施策	R. バリアフリー化の推進		 			
①施策の目的						
高齢者や障害者をはじめとした移動に困難を抱える方々が自立した日常生活を送ることができるよう、ハード・ソフトのあらゆる障壁を着実に減少させる。						
②取組の内容						
<p>【No.51 ノンステップバスの導入促進】 乗降口の段差を無くしたノンステップバスの導入を促進し、高齢者、障害者、子供及び妊産婦 など、誰もが利用しやすいバスの利用環境を整備する。</p> <p>【No.52 ユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入促進】 UDタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者などの移動を支援する。</p>						
						
			ノンステップバス		UDタクシー	
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.51 ノンステップバスの導入促進】		【No.52 UDタクシーの導入促進】		
	千葉市	・事業者との連絡調整		・事業者との連絡調整		
	交通事業者	・国補助等を活用した導入		・国補助等を活用した導入		
	市民・企業 その他	【国土交通省(関東運輸局)】事業費補助		【国土交通省(関東運輸局)】事業費補助		
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.51 ノンステップバスの導入促進】	順次更新				
	【No.52 UDタクシーの導入促進】	順次更新				

## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード			
施策	S. 移動しやすい環境を創出する					
①施策の目的						
移動に困難を抱えるお一人お一人の事情(居住環境、家族)に寄り添った幅広い取組を検討し、実施・支援する。						
②取組の内容						
<p>【No.53 障害者定期のICカード化】 千葉都市モノレールでは、通常、障害者割引が適用となる第一種障害者(身体・知的)等に加え、独自の取組として、精神障害者においても割引の対象としているほか、障害者がICカードを利用しやすい環境の構築として、介護者と同じ区間・期間の定期券を購入する場合において、障害者割引定期券のICカード(PASMO)を発行する。</p> <p>(現在) 本人の単独乗車で千葉モノレール線のみ利用の場合に限り、磁気定期券での障害者割引定期券を発行 (改正) 上記のほか、ICカード(PASMO)においても障害者割引定期券を発行</p> <p>※そのほか、令和3年6月に国土交通大臣から「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する新たな取組みについて大臣指示があり、その1つに「障害者用ICカードの導入」が示された。</p>						
③主な実施エリア	千葉都市モノレール沿線					
④取組の主体・役割		【No.53 障害者定期のICカード化】				
	千葉市	・広報等支援				
	交通事業者	・販売準備、運用				
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.53 障害者定期のICカード化】	検討				




## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード			
施策	S. 移動しやすい環境を創出する					
①施策の目的						
移動に困難を抱えるお一人お一人の事情(居住環境、家族)に寄り添った幅広い取組を検討し、実施・支援する。						
②取組の内容						
【No.54 駅係員および運転士のサービス介助士資格の取得】 <JR> ・引き続き、取得を促す。 <京成電鉄> ・駅係員を対象に資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。 <千葉都市モノレール> ・運転士および駅員に対し、サービス介助士資格取得講座を受講させる。 ・資格保有者に対しては資格更新を行い、接客係員のサービスレベルを確保する。						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.54 駅係員および運転士のサービス介助士資格の取得】				
	千葉市	・広報等支援				
	交通事業者	・資格取得、資格更新支援				
	市民・企業 その他					
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.54 駅係員および運転士のサービス介助士資格の取得】	<JR・京成電鉄>	継続			
		<千葉都市モノレール>	対象社員全員取得			継続

## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に係る交通モード			
施策	S. 移動しやすい環境を創出する					
①施策の目的						
移動に困難を抱えるお一人お一人の事情(居住環境、家族)に寄り添った幅広い取組を検討し、実施・支援する。						
②取組の内容						
【No.55 福祉有償運送事業者への支援】 福祉有償運送(※)を行うために必要となる事項について、関係交通機関及び運転者・関係する地域住民・運送主体となるNPO法人・運輸局などの代表が集まり協議を行う「千葉市福祉有償運送運営協議会」を開催する。 令和2年度から実施している福祉有償運送を行うNPO法人等の立上げ及び運営事業費に対する補助事業(モデル事業)の効果検証を行う。 ※一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者(身体障害者や要介護者等)に対して、NPO法人等が提供する輸送サービス						
【No.56 階段の昇り降りが困難な高齢者等への支援】 単独で階段を昇り降りすることが困難な高齢者等を対象に階段昇降機をサポートを行うNPO法人等に対して、階段昇降機の取得・運用経費等の助成を実施する。  <small>階段昇降機イメージ (公益財団法人テクノエイド協会様提供)</small>						
③主な実施エリア	市内全域					
④取組の主体・役割		【No.55 福祉有償運送事業者への支援】		【No.56 階段の昇り降りが困難な高齢者等への支援】		
	千葉市	・千葉市福祉有償運送協議会の開催 ・補助金の交付		・補助金の交付		
	交通事業者	・福祉有償運送事業の実施 ・適宜、補助事業を利用				
	市民・企業 その他			・階段昇降機によるサポート実施(NPO法人等)		
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	【No.55 福祉有償運送事業者への支援】	モデル事業継続	効果検証	継続実施		
	【No.56 階段の昇り降りが困難な高齢者等への支援】	制度の検討	モデル事業の実施	効果検証	継続実施	

## 2 個別施策

目標	⑦移動に困難を抱える「方々」へのアウトリーチ		取組に関係する交通モード										
施策	S. 移動しやすい環境を創出する												
①施策の目的													
移動に困難を抱えるお一人お一人の事情(居住環境、家族)に寄り添った幅広い取組を検討し、実施・支援する。													
②取組の内容													
<p>【No.57 重度障害者(児)等への福祉タクシー利用助成】            重度の障害者(児)等がタクシーを利用する場合に、使用できる福祉タクシー利用券を交付することによって、その運賃又は障害者割引運賃の一部を助成し、社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図る。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ffff00;">一般タクシー(黄色券)</th> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">運賃が2,600円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成</td> <td style="font-size: small;">運賃が2,600円を超える場合 1,300円を助成</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #add8e6;">リフト付きタクシー(水色券)</th> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">運賃が11,000円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成</td> <td style="font-size: small;">運賃が11,000円を超える場合 5,500円を助成</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※ただし、所得制限(本人、配偶者及び扶養義務者)あり            ※年間交付上限60枚だが、要件を満たす対象者は追加交付あり</p>						一般タクシー(黄色券)		運賃が2,600円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成	運賃が2,600円を超える場合 1,300円を助成	リフト付きタクシー(水色券)		運賃が11,000円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成	運賃が11,000円を超える場合 5,500円を助成
一般タクシー(黄色券)													
運賃が2,600円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成	運賃が2,600円を超える場合 1,300円を助成												
リフト付きタクシー(水色券)													
運賃が11,000円以下の場合 半額(10円未満を切り上げ)を助成	運賃が11,000円を超える場合 5,500円を助成												
③主な実施エリア		市内全域(事前に福祉タクシー協力機関の指定がされていれば市外も可。)											
④取組の主体・役割		【No.57 重度障害者(児)等への福祉タクシー利用助成】											
		千葉市	・利用料金の助成(請求に基づく支払)										
		交通事業者	・福祉タクシー利用券使用者への輸送サービス提供 ・助成金の請求										
		市民・企業 その他											
⑤想定スケジュール		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">             事業継続           </div>											